

プロジェクターSupportPack(PX/PA シリーズ)

ご利用の手引き

～ お客様へのお願い ～

本サービスをご利用いただくには、お客様登録が必要です。本冊子に記載の手順にて、速やかにご登録いただきますようお願いいたします。

お客様登録には、『シリアル No.カード』に記載の「サポートパック型番」と「製品シリアル No.」が必要です。紛失しないようご注意ください。

パッケージの内容物をご確認ください

「プロジェクターSupportPack(PX/PA シリーズ)」の内容物は、
以下のとおりです。内容物がすべて揃っているか、ご確認くださいませようお願いします。

本パッケージの内容物

1. プロジェクターSupportPack(PX/PA シリーズ)ご利用の手引き (本冊子)
2. SupportPack サービス実施条件
3. SupportPack サービス仕様書
4. シリアル No.カード

万一不足しているものがございましたら、すみやかに購入元までご連絡ください。

はじめに

このたびは日本電気株式会社(以下「NEC」といいます。)ハードウェアメンテナンスサービスのパッケージ製品「プロジェクターSupportPack(PX/PA シリーズ)」(以下「本サポートパック」といいます。)をお買い上げいただき、誠にありがとうございます。本冊子には、本サポートパックにて提供されるサービス(以下「本サービス」といいます。)の概要、サービスの開始に必要なとなりますお客様情報登録の手順、障害発生時の連絡方法などを記載しています。本サービスのご利用にあたって重要な情報となりますので、必ずお読みくださいますようお願いいたします。

サービスをご利用いただく前に

重要

お買い上げ後 30 日以内にご登録ください。

本サービスの利用を開始するには、本サポートパックおよび対象プロジェクター本体のお買い上げ後 30 日以内にお客様情報を登録いただく必要があります。登録が完了しなければ、本サービスの提供は開始されません。

⚠️ **ご注意！**

- ・当該期間内に登録されなかった場合、本サービスを受けられない場合があります。
- ・ご登録いただく際、『シリアル No.カード』に記載の「サポートパック型番」と「製品シリアル No.」が必要になります。『シリアル No.カード』を紛失された場合、登録できなくなりますのでご注意ください。

目 次

第1章 プロジェクターSupportPack(PX/PA シリーズ) とは	4
1. 1 対象機器	4
1. 2 プロジェクターSupportPack (PX/PA シリーズ).....	4
1. 3 本サービスの実施曜日と時間.....	4
1. 4 本サービスの詳細.....	5
1. 5 本サービスの提供期間.....	6
1. 6 本サービスの範囲.....	6
1. 7 契約外作業.....	7
1. 8 保守作業時間帯.....	7
1. 9 設置場所への立入等.....	7
1. 10 老朽化装置の取扱い等.....	8
1. 11 交換部品の所有権.....	8
第2章 お客様情報の登録	9
2. 1 登録に必要な情報を事前に準備する	10
2. 2 「NEC サポートポータル」からお客様情報を登録する	12
2. 3 お知らせメールの内容に従って「本登録」する（初回登録時のみ）	12
2. 4 登録完了を確認する	13
第3章 サービスの利用方法	14
3. 1 修理を依頼する	14
3. 2 登録済みの設置場所やオプション機器などの情報を変更する	14
3. 3 保守履歴を参照する	14

第1章 プロジェクターSupportPack(PX/PA シリーズ) とは

プロジェクターSupportPack (PX/PA シリーズ)とは、シャープ NEC ディスプレイソリューションズ株式会社が製造し、NEC およびシャープ NEC ディスプレイソリューションズ株式会社が販売するプロジェクター製品(以下「プロジェクター」といいます。)のハードウェアメンテナンスサービスのパッケージ製品です。本書に定める条件に従ってプロジェクターSupportPack (PX/PA シリーズ)をご利用いただくことにより、本書に定めるプロジェクターのハードウェアメンテナンスサービス(以下「本サービス」といいます。)をお受けいただくことができます。プロジェクターSupportPack (PX/PA シリーズ)は法人ユーザー様向けの商品です。

1.1 対象機器

本サービスの対象機器は、シャープ NEC ディスプレイソリューションズ株式会社ホームページ「プロジェクターSupportPack 対象機種一覧」に掲載されており、第2章に記載された登録手続きに基づき NEC に登録され、かつ日本国内に設置されたプロジェクター本体(以下「対象機器」または「対象製品」といいます。)です。

(掲載場所 : https://www.sharp-nec-displays.com/jp/support/projector/pjspack_model.html)

1.2 プロジェクターSupportPack(PX/PA シリーズ)

プロジェクターSupportPack (PX/PA シリーズ)は、対象機器購入後、最長5年間まで本サービスをお客様に提供するためのパッケージ製品です。本サービスは日本国内のみ有効です。

品 名
プロジェクターSupportPack(PX/PA シリーズ) (出張修理 設置高3m未満)

サービス名		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
無償保証(無償修理)		出張修理				
プロジェクター SupportPack (PX/PA シリーズ)(本サービス)	4年間 Pack	出張修理				
	5年間 Pack	出張修理				

プロジェクターSupportPack の有効期間は対象機器ご購入時(無償保証開始日)を起点といたします。

1.3 本サービスの実施曜日と時間

訪問曜日、時間
週連続5日間(土・日 可) 8:30~21:00

- * 土日を含めた週 7 日から開始曜日を指定できます。
- * 5 日間の中に祝日が入った場合もサービスを実施します。
- * 開始曜日を指定なさらない場合、月曜日を開始曜日とします。

1.4 本サービスの詳細

お客様からの対応依頼を受け付け、修理が必要と判断した場合、翌日以降に障害対応を実施いたします。
 障害対応は現地修理もしくは同一型名品の交換作業となります。

品名	障害対応方法	サービス対象設置方法
プロジェクターSupportPack(PX/PAシリーズ)(出張修理 設置高3m未満)	翌日以降に保守員が取付/取外し作業を実施のうえ、現地修理もしくは障害品を交換	据え置き・天吊

プロジェクターの設置高には制限があります。

プロジェクターの上辺が床面から3m未満に設置されているものが対象となります。

ご購入いただいたプロジェクターSupportPackのサービス条件をご確認ください。

下記に該当する場合、取り付け/取外しはお客様作業となります。

- (1) 設置高が条件を満たさない場合
- (2) 据え置き・天吊以外の方法でサービス対象製品が設置されている場合
- (3) 純正金具を使用した設置でない場合

* 本サービスの除外部品

・本体付属の消耗品(ランプ※(ランプ光源モデルのみ)、フィルタ等)

ただし、マニュアル等の添付書類ならびにケーブル類・消耗部品(乾電池)を除きます。

※リモコンは保証対象

※ランプについては下記無償保証を適用できます。

本体付属のランプは以下(1)と(2)の早いほうまで

- (1) 製品お買い上げから6か月間
- (2) ランプ残量が50%になるまで

※ランプ残量非表示モデルはランモードが「ノーマル」もしくは「エコモード OFF」で

利用した場合のランプ交換時間(目安)の1/2まで

シャープ NEC ディスプレイソリューションズ純正以外の交換用ランプのご利用が原因で発生した障害につきましては、本サービス期間内であっても一切の責任を負いかねますのであらかじめご承知おきください。

・部品寿命を超えた定期交換部品(液晶パネル、偏光板、光偏光素子、ファン等)

長時間(毎日5時間以上)連続使用による本製品に含まれる定期交換部品の故障および損傷は本サービスの対象外となります。定期交換部品には、液晶パネル、偏光板、PBS(光偏光素子)、ファン等が含まれます。

製品の性能の低下(輝度の変化、色の変化、輝度と色の均一性の変化、残像、焼き付きなど)は、本サービス期間内でも有償修理とさせていただきます。

有償交換部品についてのお問い合わせ先
NEC プロジェクター・カスタマサポートセンター
フリーコール:0120-610-161

受付時間：9:00～18:00 月～金曜日(土曜、日曜、祝日、その他特定日を除く)
携帯電話・PHS からでもご利用いただけます。

1.5 本サービスの提供期間

本サービスの提供期間は、お客様の登録申請日にかかわらず、登録申請いただいた対象機器の無償保証開始日(ご購入日)から、ご購入されたプロジェクターSupportPack(PX/PA シリーズ)の年数(4年間/5年間)です。無償保証開始日からご登録までの経過期間は本サービス期間から差し引かれます。

1.6 本サービスの範囲

・障害原因切分けおよび特定

対象機器に故障が発生した場合、NEC はお客様(または NEC への障害発生の連絡をお客様から委託された第三者)からのご依頼によりハードウェアの障害発生箇所を特定します。(対象製品の取外し前の簡易検査において、消耗品の補充のみで障害の復旧が可能であると判明した場合を除きます。)。なお、障害原因の切分けを行った結果、当該障害がソフトウェアの不具合に起因すると判明した場合の対象機器の修理は、本サービスの範囲外とします。

・障害復旧および報告

障害原因切分けおよび特定の結果、当該障害がハードウェアの不具合に起因すると判明した場合、NEC は、対象機器が設置されている現地へ出張し、修理もしくは同一型名品との交換作業を行います。障害内容により、お客様への報告を行う場合もあります。修理に必要な部品代は、本サービスに含まれます。ただし、交換用ランプおよびオプションレンズの代金、交換費、部品寿命を超えた定期交換部品(液晶パネル、偏光板、PBS(光偏光素子)、ファン等)はお客様負担となります。

1.7 契約外作業

次の各号に定める作業(以下「契約外作業」といいます。)については、本サービスに含まれないものとします。ただし、NEC は、契約外作業の実施が必要で、また実施可能であると NEC が判断した場合には、お客様と別途協議のうえ実施時期、対価の金額その他必要事項を決定し、当該作業を行います。

- (1) 対象機器の移設および撤去に関する作業および立会い
- (2) お客様の要求による対象機器の改造
- (3) 対象機器の日常の清掃、点検および運転
- (4) 消耗品(ランプ、フィルタ等)の供給等
- (5) 部品寿命を超えた定期交換部品(液晶パネル、偏光板、光偏光素子、ファン等)
- (6) 天災、地変その他 NEC の責に帰すことのできない事由により対象機器に生じた故障の修理
- (7) NEC が定める対象機器設置環境条件に反したことにより対象機器に生じた故障の修理
- (8) お客様または第三者の不適切な使用または取扱いにより対象機器に生じた故障の修理
- (9) NEC または NEC が承諾した者以外の者が作成したプログラム、
ハードウェア等に起因する対象機器の事故の調査および故障の修理
- (10) 対象機器の塗装および仕上げ作業ならびに当該作業に必要な資材の供給
- (11) 対象機器外部の電気作業および対象機器に関する回線接続のための立会い
- (12) お客様が本サービスを利用する場合において、
対象製品が据え置き・天吊以外の方法で設置されている場合の取付/取外し作業

1.8 保守作業時間帯

NEC が本サービスに係る作業を実施する時間帯(以下「保守作業時間帯」といいます。)は「1.3 本サービスの実施曜日と時間」のとおりとします。上記の規定にかかわらず、NEC は、対象機器の故障の重要度、緊急度が大きいと判断した場合には、お客様の承諾を得たうえで保守作業時間帯外であっても本サービスを提供できるものとします。この場合、お客様は、NEC が別途定める契約時間外作業料金を支払うものとします。

1.9 設置場所への立入等

- (1) お客様は、本サービスの提供を行うために NEC または委託業者の技術員が対象機器の設置場所に立入ることを認めるとともに、当該技術員が本サービスに係る作業を行うために必要となる作業場所、消耗品を無償で提供するものとします。
- (2) お客様は、NEC による本サービスのために必要な範囲で対象機器の稼働を停止するものとします。

1. 10 老朽化装置の取扱い等

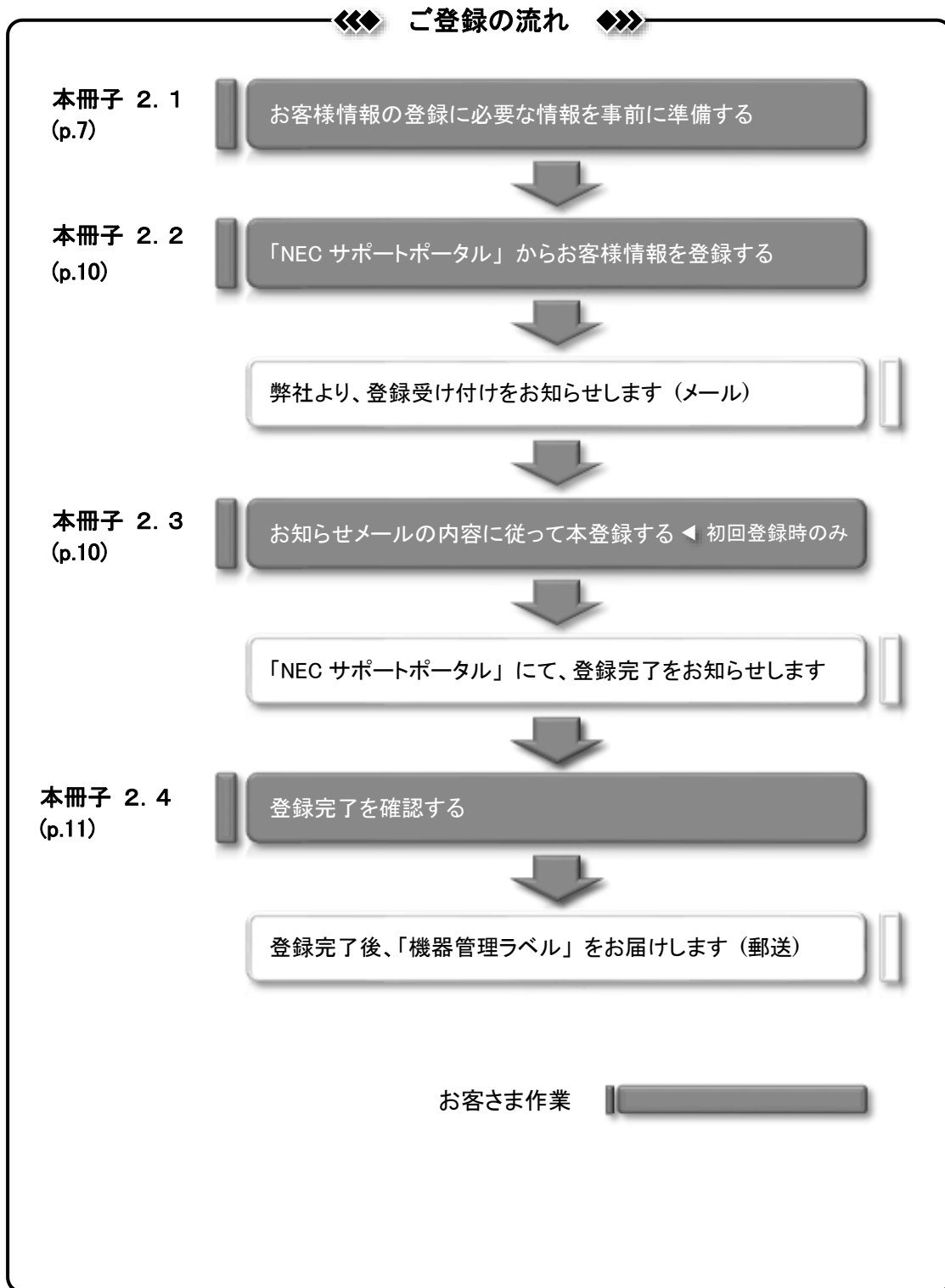
NEC およびお客様は、本サービスの提供期間中であっても、対象機器が老朽化し正常な稼働の維持が本サービスの提供によっても不可能であると NEC が判断した場合、別途協議のうえ当該対象機器の以後の取扱いを決定するものとします。

1. 11 交換部品の所有権

本サービスの履行に伴って交換された故障部品(老朽部品を含みます。)の所有権は、すべて NEC に帰属するものとします。

第2章 お客様情報の登録

本サービスをご利用いただくには、「NEC サポートポータル」からお客様情報をご登録いただく必要があります。



2.1 登録に必要な情報を事前に準備する

登録を行う前に必要となる情報をご準備いただくことで、登録作業を円滑に進めることができます。

下表「登録項目と入力内容」に記載されている情報をご準備ください。

登録項目と入力内容

必須 の項目は入力必須

サポートID情報	新規登録の場合に入力する項目です。 NEC サポートポータルをご利用の際、サポートIDと紐付けて管理される情報です。
お客さま名 必須	お客様の会社名/団体名とシステム名をご入力ください。 複数のサポートIDをお持ちの場合に各サポートIDを区別するのに役立ちます。
システム名 必須	
ログイン情報	既にお持ちのサポートIDにサポートパックを追加登録する場合に必要な情報です。 新規登録の場合は必要ありません。
サポートID	お持ちのユーザID、パスワードで NEC サポートポータルにログインしてください。 複数のサポートIDをお持ちの場合は、サポートパックを追加登録するサポートIDをお選びください。
ユーザID	
パスワード	
サポートパックの情報	
サポートパック型番 必須	『シリアル No.カード』に記載されている本サポートパックの型番と製品シリアル No.をご入力ください。
製品シリアル No. 必須	
対応曜日	週 5 日間対応のサポートパックの場合、対応曜日を選択することができます。例:月曜日～金曜日、火曜日～土曜日 など
サポート対象製品の情報	
構成名	システム名やサーバ名などをご入力ください。 複数のサポートパックを登録した場合、設置場所変更を行う際に構成名毎に一括変更することができます。
サポート対象製品型番 必須	サポート対象製品本体の保証書や装置銘板に記載されている型番と製造番号をご入力ください。 オプション製品用サポートパックの場合は、対象オプション製品の型番と製造番号をご入力ください。
製造番号 必須	
ご購入日 必須	サポート対象製品のご購入日をご入力ください。 ご購入日がサービス提供期間の開始日となります。
設置場所情報	サポート対象製品の設置場所の情報をご入力ください。 修理の際にお伺いする住所となりますので、番地・ビル名まで正確にご入力ください。
郵便番号 必須	
住所 必須	
会社名/団体名 必須	
ご所属	
お名前 必須	
電話番号 必須	

次ページへ続きます。

お申込み者様の情報		新規登録する場合に必要な情報です。
会社名/団体名 必須		お申込み者様の情報をご入力ください。 登録内容に関して NEC サポートパック登録受付センターから確認事項がありました場合のご連絡先となります。 また、お申込み者様へは、NEC サポートポータルのご契約者様専用画面をご利用いただく際に必要となるユーザIDを発行いたします。
所属 必須		
お名前フリガナ 必須		
お名前 必須		
郵便番号 必須		
住所 必須		
電話番号 必須		
メールアドレス 必須		
役割 必須	お申込み者様の役割を「利用管理者」、「利用管理者代行」から選択できます。 ※通常は、お申込み者様は「利用管理者代行」をお選びください。	
利用者の情報		新規登録する場合に必要な情報です。
会社名/団体名 必須		ご契約者様(エンドユーザ様)の情報をご入力ください。 ご契約者様には、NEC サポートポータルのご契約者様専用画面をご利用いただく際に必要となるユーザIDを発行いたします。 ※お申込み者様とご契約者様が同一の場合は、NEC サポートポータルをご利用になる方をご入力ください。(お申込み者様とは異なる方をご入力ください。)
所属 必須		
お名前フリガナ 必須		
お名前 必須		
郵便番号 必須		
住所 必須		
電話番号 必須		
メールアドレス 必須		
役割 必須	利用者の役割を「利用管理者」、「利用管理者代行」から選択できます。 ※通常は、ご契約者様は「利用管理者」をお選びください。 ※「利用管理者」は最大3名まで、「利用管理者代行」は最大2名まで登録可能です。 ※「利用管理者」と「利用管理者代行」は、少なくとも各1名登録が必要です。	
その他		
本登録キー 必須	新規登録の場合に必須入力となります。 ユーザIDの本登録の際に必要なキーを、お好きな4桁の数字でご指定ください。 ご参考) ユーザIDの「本登録」とは お申込み者様と利用者様(ご契約者様)へユーザIDを発行する際、「仮ユーザID」と「初期パスワード」をメールにてお知らせいたします。メールに記載の手順で本登録を行っていただくことで、正式な「ユーザID」を発行いたします。 「本登録キー」は本登録を行う際に必要となるキー情報で、正規のお申込み者様、利用者様(ご契約者様)からの本登録であることを確認するために使用されます。 ※「本登録キー」は本登録の手続きのためだけに使用されます。 ※利用者様(ご契約者様)が本登録の手続きを行う際にも「本登録キー」が必要です。 <u>ここで指定した4桁の数字を利用者様(ご契約者様)へお伝えください。</u>	
機器管理ラベル送付先 必須	機器管理ラベルの郵送先をお申込み者様、もしくは利用者様(ご契約者様)からお選びください。 ※既にお持ちのサポートIDにサポートパックを追加登録する場合、当該サポートIDに登録済みの「利用管理者」もしくは「利用管理者代行」から送付先を選択できます。	

※ 登録項目およびその内容は、変更となる場合があります。

2.2 「NEC サポートポータル」からお客様情報を登録する

「NEC サポートポータル」から、画面の案内に従って本サービスの登録を行ってください。



■ 新しいサポートIDを取得して登録する場合（初回登録）

「登録お申込み」にお進みください。

既にサポートIDをお持ちのお客様で、既存のサポートIDとは別に管理されたい場合も、「登録お申込み」にお進みください。新しいサポートIDを発行いたします。

■ 既存のサポートIDに追加登録する場合（追加登録）

「追加お申込み」にお進みください。

既にサポートIDをお持ちの場合、既存のサポートIDにサポートパックを追加登録することもできます。追加登録の際、「NEC サポートポータル」へログインしますので、事前にユーザIDとパスワードをご用意ください。

登録手続き全般に関するご不明点は、NEC サポートパック登録受付センターへお問い合わせください。

NEC サポートパック登録受付センター

e-mail: SupportPack@support.jp.nec.com

電話番号: 03-3454-6818

受付時間: 月曜日～金曜日 / 9:00～17:00

※国民の祝日に関する法律に定める休日および NEC 所定の休業日は除きます。

2.3 お知らせメールの内容に従って「本登録」する（初回登録時のみ）

お客様情報の登録後、ご登録いただきました「利用管理者」様および「利用管理者代行」様宛に、登録受け付けを電子メールでお知らせします。

新しいユーザIDを発行された場合は、仮ユーザIDと初期パスワードとともにお知らせします。仮ユーザIDはサービス利用に制限がありますので、お知らせメールに記載の手順に従って本登録を行ってください。

2.4 登録完了を確認する

弊社での登録手続き完了後、「NEC サポートポータル」のご契約者様専用画面にて登録完了をお知らせいたします。「NEC サポートポータル」にログインし、以下のメニューからご確認ください。



NEC サポートポータル

<https://www.support.nec.co.jp/>

ご契約確認・各種お手続き

↳ サポートパック/サポートバンドルの登録

↳ 登録状況の確認

補足事項

「機器管理ラベル」について

登録手続き完了後、登録申し込みの際に送付先としてご登録いただきました住所宛てに、「機器管理ラベル」を郵送いたします。

「機器管理ラベル」には、サポート対象製品の **管理番号** と **障害発生時の連絡先** が記載されています。
サポート対象製品のよく見える場所に貼り付けてください。

⚠️ ご注意！

対象製品にラベルの貼り付けがない場合、お客様は本サービスを受けられない場合があります。

第3章 サービスの利用方法

3.1 修理を依頼する

保守対象製品に障害が発生しましたら、「機器管理ラベル」に記載の障害コール受付窓口(コンタクトセンター)までご連絡ください。

なお、お客様からの障害コール受け付けの際、「機器管理ラベル」に記載の管理番号、対象製品の型番および製造番号を確認させていただきますので、事前にご確認いただきますようお願いいたします。

3.2 登録済みの設置場所やオプション機器などの情報を変更する

ご登録いただきました対象製品の設置場所が変更となる場合やオプション機器に追加・変更があった場合は、「NEC サポートポータル」にて設置場所変更/オプション機器変更の手続きを必ず行ってください。

特にオプション機器に追加・変更が生じた場合、変更手続きを行っていただかないと当該オプション機器に対するサービスを受けることができません。

3.3 保守作業履歴を参照する

「NEC サポートポータル」にログインして、保守作業履歴を参照することができます。